

四日市市スポーツ功労者表彰要綱 施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、四日市市スポーツ功労者表彰要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(表彰該当者の選考)

第2条 要綱第2条第3項、第6項及び第7項の規定による表彰該当者の選考は、四日市市スポーツ功労者選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(委員会)

第3条 前条の委員会は、副市長（スポーツ課担当）、部長、スポーツ協会代表、スポーツ推進委員協議会代表、レクリエーション協会代表をもって構成する。

- 2 委員会には委員長を置き、副市長がこれに当たる。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 4 委員会は、委員3名以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(表彰該当者の内申)

第4条 要綱第2条第3項第1号、第6項及び第7項に該当すると認められるものがあるときは、表彰該当者の所属する団体または関係機関等の長が、内申書（別記様式）を作成し、委員長に提出するものとする。

(選考及び決定)

第5条 委員長は、前条の内申書の提出を受けたときは、速やかに会議を開催し、表彰すべきものを選考し、その結果を市長に具申するものとする。

- 2 市長は、前項の具申に基づき被表彰者を決定する。

(遺族の認定)

第6条 要綱第4条に定める遺族は、被表彰者の死亡時、同一世帯にあるもので、次の順位によるものとする。

- (1) 配偶者またはこれに準ずるもの
- (2) 直系卑属
- (3) 直系尊属

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、スポーツ課において処理する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

四日市市スポーツ功労者表彰要綱 選考基準

1 選考対象者

- (1) 対象　社会人、大学生、高校生、中学生、小学生
- (2) 居住地　原則として市内居住者、ただし社会人、大学生については、本市に10年以上継続して居住したものも対象とする。

2 表彰対象となる成績等

(1) 共通

- イ 優秀な成績とは、3位以内とする。
- ロ 入賞とは、8位以内とする。

(2) スポーツ功労賞

本市のスポーツ振興に特に功績顕著と認められるものとは、以下のとおりとする。

- イ アマチュア及びプロスポーツ団体の関係者として、多大の功績があったもの。
- ロ スポーツの指導者として、多大の功績があったもの。
- ハ その他上記に準ずるもの。

(3) スポーツ奨励賞

生涯スポーツの全国大会とは、以下のとおりとする。

- イ 全国レクリエーション大会、全国ねんりんピック
- ハ その他上記に準ずる大会

(4) スポーツ有功賞

スポーツ・レクリエーション団体において、永年にわたりスポーツの普及、発展に特に貢献したものとは、以下のとおりとする。

イ スポーツ・レクリエーション団体において、概ね20年以上普及、指導に携わり、多大の貢献があったもの。ただし、表彰実施年度の10月1日時点において満65歳以上の者については概ね15年以上、満75歳以上の者については概ね10年以上普及、指導に携わり、多大の貢献があったものとする。

ロ 毎年度、四日市市スポーツ協会から10名、四日市市レクリエーション協会から5名、四日市市スポーツ少年団加盟団体から5名、四日市市スポーツ推進委員協議会から5名以内の推薦を原則とする。加えて、前記以外の団体からも功績に応じて対象とする。

(5) スポーツ地域有功賞

地域において、永年にわたりスポーツの普及、発展に特に貢献したものとは、以下のとおりとする。

イ 地域において、ボランティアとして概ね20年以上普及、指導に携わり、多大の貢献があったもの。ただし、表彰実施年度の10月1日時点において満65歳以上の者については概ね15年以上、満75歳以上の者については概ね10年以上普及、指導に携わり、多大の貢献があったものとする。

ロ 候補者の推薦にあたり、毎年度、各地区からそれぞれ1名以内を原則とする。

3 表彰の内容

- (1) 表彰状の内容は、スポーツ特別栄誉賞、スポーツ栄誉賞、スポーツ功労賞、スポーツ栄光賞、スポーツ奨励賞、スポーツ有功賞、スポーツ地域有功賞に区分する。

(2) 表彰の回数は、スポーツ功労賞、スポーツ有功賞、スポーツ地域有功賞については1回限りとする。

四日市市スポーツ功労者表彰の体系

名称	対象者
特別栄誉賞	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックまたはパラリンピック競技大会の金メダル獲得者または金・銀・銅メダル複数大会獲得者
栄誉賞	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックまたはパラリンピック競技大会の銀・銅メダル獲得者
	<ul style="list-style-type: none"> ・世界選手権大会の金・銀・銅メダル獲得者（アマチュア）
	<ul style="list-style-type: none"> ・世界選手権大会のチャンピオン（プロ）
	<ul style="list-style-type: none"> ・世界新記録・日本新記録の記録樹立者
功労賞	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体の関係者として多大の功績があった者
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者として多大の功績があった者
	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックまたはパラリンピック競技大会出場者
	<ul style="list-style-type: none"> ・世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会、ユースオリンピックの8位入賞者（アマチュア）
有功賞	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション団体においてスポーツの普及、指導に概ね20年以上携わる者。ただし、満65歳以上の者は概ね15年以上、満75歳以上の者は概ね10年以上
地域有功賞	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとして地域スポーツの普及、指導に概ね20年以上携わる者。ただし、満65歳以上の者は概ね15年以上、満75歳以上の者は概ね10年以上
栄光賞	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ功労賞に該当しない世界大会の3位入賞者（アマチュア）
	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本選手権大会、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、全日本社会人選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会等の3位入賞者
奨励賞	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ栄光賞に該当しない全国大会の3位入賞者（アマチュア）
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国レクリエーション大会、全国ねんりんピック等の3位入賞者